



平成26年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社 北 越 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 荒城 哲
(コード:8325、東証第1部)
問 合 せ 先 総務部長 豊岡 幹也
(TEL. 0258-35-3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成26年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月24日開催予定の第109期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役が期待された役割を十分に発揮できるようにするとともに、適切な人材を広く招聘できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款に、変更案第30条（社外取締役との責任限定契約）の規定を新設します。また、現行定款第39条（監査役の責任免除）をわかりやすい表現に変更するとともに、これに伴う条数の繰り下げを行うものであります。

なお、変更案第30条の規定を新設する議案の提出については、全監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成26年6月24日
定款変更の効力発生日	平成26年6月24日

以 上

定款新旧対比表

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第29条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第30条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第38条 (省 略)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当銀行は、社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、同第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第40条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第6章 計 算 第40条～第43条 (省 略)</p>	<p>第6章 計 算 第41条～第44条 (現行どおり)</p>